

岡谷市犯罪被害者等支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市犯罪被害者等支援条例（令和 年岡谷市条例第 号）第10条及び第12条の規定に基づき、岡谷市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪行為により被害を受けた者をいう。

(3) 遺族 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時点において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（事実上の婚姻関係にある者及び長野県パートナーシップ届出受領証等公的な証明を受けているパートナーである者を含む。以下同じ。）

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

ウ イに該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(4) 家族 犯罪被害者が犯罪行為により重傷病をおった時点において、次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要する（精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3以上の労務に服することができない程度であ

ることを要する。)と医師に診断されたものをいう。

(6) 市民 市内に住所を有する者又は市内に居住する者その他市長が別に定める者をいう。

(支援金の種類等)

第3条 支援金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、次のいずれかに該当する者であつて、犯罪行為が行われた時点において市民であつたものとする。

(1) 犯罪被害者

(2) 遺族

(3) 家族

2 支援金の種類、支給対象者の要件、支援金の対象となる経費(以下「対象経費」という。)及び支援金の額は、次のとおりとする。

支援金の種類	支給対象者の要件	対象経費	支援金の額
遺族支援金	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族(次条第1項の規定による第1順位の遺族をいい、重傷病支援金の支給を受けた後、死亡した犯罪被害者の遺族を含む。以下同じ。)	—	300,000円。ただし、既に重傷病支援金の支給を受けた者が、当該支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は200,000円とする。
重傷病支援金	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者	—	100,000円
家事支援金	犯罪行為により日常生活を営むことについて支障があると認められる犯罪被害者、遺族又は家族(以下「犯罪被害者等」という。)	調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物その他必要と認められる家事援助サービスの利用に要した経	1時間当たり上限4,000円とし、72時間を限度とする。

		費	
配食支援金	犯罪行為により外出が困難となり、健康の維持等を図るための食事を用意することに支障がある犯罪被害者等	配食サービスの利用に要した経費	1人につき1日当たり上限1,000円とし、30日を限度とする。
一時保育支援金	犯罪行為により就学前の子の家庭での保育に支障が生じた犯罪被害者等	一時保育の利用に要した経費	1回当たり上限2,800円とし、10回を限度とする。
転居支援金	犯罪行為により従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等（当該住居に居住し続けることにより精神的不調を来すおそれ若しくは二次被害を受けるおそれがあるもの又は当該住居が犯罪行為により滅失し、若しくは著しく損壊したものに限る。）	転居に要した経費	1回当たり上限20万円とし、2回を限度とする。
報道対応支援金	犯罪行為による報道機関の対応等について、弁護士への依頼が必要と認められる犯罪被害者等	弁護士による対応に要した経費	23万円を上限とする。
弁護士相談支援金	犯罪行為により生じる法律問題について、弁護士	弁護士への相談に要した経費	1回当たり上限5,000円とし、3

	士への相談が必要と認められる犯罪被害者等		回を限度とする。
--	----------------------	--	----------

(遺族の順位)

第4条 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第2条第3号アからウまでの順序とし、同号イ及びウに掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該規定に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

2 第1順位遺族が2人以上である場合は、当該第1順位遺族間での協議において決定された者を当該第1順位遺族の代表者として、遺族支援金の支給を受けることができる。

(支援金を支給しない場合)

第5条 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことができる。

(1) 犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと認められる場合その他の支援金の支給を行わないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情がある場合は、この限りでない。

(2) 犯罪被害者又は第1順位遺族に、犯罪行為を教唆し、又は幫助^{ほうす}する行為、過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為、当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為その他当該犯罪行為による被害につき、その責めに帰すべき行為があつたとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、岡谷市暴力団排除条例（平成24年岡谷市条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団員又は岡谷市暴力団排除条例施行規則（平成24年岡谷市規則第16号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であつたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、支援金の支給を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき。

(支援金の申請)

第6条 遺族支援金の支給を受けようとする者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあつては、当該者の法定代理人。以下この項において「遺族支援金申請者」という。）は、岡谷市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）を提出する。

いう。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し
- (2) 犯罪被害者等が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) 遺族支援金申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類
- (4) 遺族支援金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上の婚姻関係にあった者及び長野県パートナーシップ届出受領証など公的な証明を受けているパートナーであった者であるときは、その事実が確認できる書類
- (5) 遺族支援金申請者が生計維持遺族であるとき、犯罪行為が行われた時点において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病支援金の支給を受けようとする者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「重傷病支援金申請者」という。）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
- (2) 重傷病支援金申請者が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 支援金（遺族支援金及び重傷病支援金を除く。）の支給を受けようとする者（当該者が未成年者である場合又はやむを得ない事情により申請ができない場合にあっては、当該者の法定代理人。以下この項において「申請者」という。）は、申請書及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事実を市が保有する公簿等で確認することができるときは、書類の添付を省略することができる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し又は犯罪被害者が重傷病に該当することが確認できる医師の診断書
 - (2) 犯罪被害者等が、犯罪行為が行われた時点において、市民であったことが確認できる書類
 - (3) 申請者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類（申請者が遺族又は家族の場合に限る。）
 - (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪行為が行われた時点において、事実上の婚姻関係にあった者及び長野県パートナーシップ届出受領証など公的な証明を受けているパートナーであった者であるときは、その事実が確認できる書類
 - (5) 対象経費の内容が確認できる書類
 - (6) 対象経費の支払いを証する書類
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- （支給の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請の期限は、犯罪行為による被害が発生した日から起算して1年以内とし、年度ごとに行わなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定し、岡谷市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者に通知するものとし、支給を決定したときは速やかに支援金を支給するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査に際し、申請を行った者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査をすることができる。

3 市長は、第1項に規定する審査に際し、必要があると認めるときは、警察その他関係機関への照会を行うことができる。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたと認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。